

環境保全協定書

浜松市小沢渡町自治会

山吉建設株式会社

平成12年10月

環境保全協定書

浜松市小沢渡町自治会（以下「甲」という）と山吉建設株式会社（以下「乙」という）は、乙が浜松市小沢渡町浜芝地2740番外、32筆（合計10,235㎡）に砂利採取後、産業廃棄物のうち、がれき類の埋立てについて、地域住民の快適な生活環境の保全を図るため、下記のように協定を結ぶ。

記

第1条（目的）

この協定は、甲及び乙が地域の環境を保つために、あらかじめ講ずべき措置及び環境破壊が発生した場合に講ずべき措置に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境と住民の快適な生活を保全することを目的とする。

第2条（事業）

乙は、この協定の定めるところにより、下記の(1)に定める廃棄物を、(2)に掲げる方法により、(3)の場所において処分するものとする。

(1) 取扱う廃棄物の種類

- ① 建物解体に伴って発生するレンガ、ブロック、瓦、コンクリート破片、ガラス、タイル等のがれき類
- ② 壁土、残土

(2) 廃棄物の処分方法

埋立て

(3) 埋立て場所

浜松市小沢渡町浜芝地2739-1（別掲地図参照）

第3条（環境保全の基本）

乙は、廃棄物処理関係法令及び公害関係法令他、各種法令と本協定を遵守する。

- 2 前条に掲げる事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ甲と協議し了解を得なければならない。
- 3 乙は、会社内において環境保全のための組織を確立し、責任体制を明らかにして乙にかかわる苦情の処理については誠意をもって解決に当たるものとする。
- 4 乙は、従業員に対し環境保全に関する教育を行い、そのための命令、指示等が速やかに徹底するよう努めるものとする。

第4条（水質汚濁の防止、水の汲上げ・排水）

乙は、水質の汚濁を防止するため、指定された廃棄物以外のものは埋立てないものとし、定期的な水質検査を実施する。また、周辺の耕作地の水位を下げないよう、水の汲上げ及び排水は行なわない。

第5条（騒音、振動の防止）

乙は、騒音、振動を防止するため定期的に測定し、環境基準内に収まるよう有効な対策を講ずるものとする。

第6条（砂の飛散）

乙は、砂の飛散を防止するため、埋立て地のみならず搬入出車両についても有効な対策を講ずるものとする。

第7条（車両の通行）

乙は、廃棄物の搬入、砂の搬出に関する車両の通行経路は、「さざんか通り」と「国道1号線」とする。

- 2 乙は、車両を路上駐車させて他の車両の通行を妨げてはならない。
- 3 乙は、積載物が飛散、落下しないよう十分な配慮をする。
- 4 乙は、車両が道路、側溝その他を破損させた場合は、速やかに補修する。

第8条（営業日時）

乙の営業日は、月曜日から土曜日とし、日曜日、祝日は行わない。特別な事情で休日作業を行う場合は、甲に連絡し了解を得るものとする。

- 2 乙の1日の作業時間は、午前8時から午後5時までとする。夜間作業等がある場合は、甲に連絡し了解を得るものとする。

第9条（迷惑防止）

乙は、近隣住民、農業者に対して次のような行為をしてはならない。

- (1) 砂の飛散
- (2) 騒音、振動の発生
- (3) 違法駐車
- (4) 乙に係るものの威圧的態度
- (5) その他、迷惑となる行為

第10条（事故時の措置）

乙は、施設内の事故により地域住民の環境にかかわる被害が生じ、または生ずるおそれがある場合は、適切な措置を講じ甲に対して事故の状況、講じた措置等を報告するものとする。

第11条（環境の整備）

乙は、埋立地周辺の緑化の促進、安全の確保等、環境の整備に努力する。

第12条（損害賠償）

乙は、乙に起因する環境破壊により地域住民の健康、財産に被害を与えた場合には故意、または過失の有無にかかわらず被害補償、その他適切な措置を講じなければ

ばならない。

第13条（改善等の指示）

甲は、次の項に該当すると認める場合は、乙に対して営業、作業の一時停止等、必要な措置を講ずるよう指示することができるものとする。

- (1) 第4条、5条、6条、7条、9条に違反した場合
- (2) 不誠実な行為が行われた場合

第14条（協議会の設置）

甲、乙双方は年1回、定期的に本件業務全般について協議し、意見交換を行う。また、必要に応じて臨時に協議会を開くことができるものとする。

- 2 3～4年経過時に、協議会において本協定書の見直しの協議をするものとする。

第15条（報告及び立入調査）

甲は、乙が行う事業について報告を求め、施設内に立入調査することができる。

- 2 埋立地の周囲は、内部が観察できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 本事業について不都合が生じた場合は、乙は誠意をもって速やかに対応するものとする。誠意がみられないときは、甲は監督官庁に報告し改善を要請する。その場合、事業の一時停止、または中止を含めた法的手段をとることができる。

第16条（水路）

埋立地間の水路については、埋立完了後に配水U字溝を設ける。

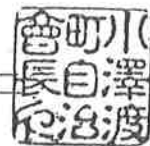
第17条（協議）

本協定に定めのない事項、または本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記の確認、締結の証しとして本協定書を3通作成し、甲・乙及び担当官庁（市産業廃棄物対策室）が各1通を保管する。

平成12年10月17日

甲 浜松市小沢渡町977
浜松市小沢渡町自治会
会 長 吉野 台二



乙 浜松市米津町2266-1
山吉建設株式会社
代表取締役社長 橋本 和



